

熱海市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第9号

熱海市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

熱海市子ども医療費助成条例（平成5年熱海市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、「もの」の次に「（市内に住所を有し、熱海市の住民基本台帳に記録されている保護者に監護されている者であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設への修学に伴い、他の市町村（特別区を含む。）に住所を有することとなつたものを含む。）」を加え、同条第4号中「（昭和28年法律第245号）」の次に「、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）」を加え、「、地方公務員等共済組合法」を「及び地方公務員等共済組合法」に改め、「及び国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）」を削る。

第3条中「できる者」の次に「（以下「受給資格者」という。）」を、「保護者」の次に「（保護者がいない場合にあつては、子ども）」を加える。

第7条、第8条第2項、第9条及び第10条第2項中「保護者」を「受給資格者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の熱海市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。